

## 1号認定（幼稚園）の利用者負担額について

## 1 制度概要

	私学助成	新制度
利用者負担額 (保育料)	幼稚園が決定 市内園平均保育料 28,540円(月額)	市が保護者の所得(市民税額) に応じて決定 国基準上限額 25,700円(月額) ※幼稚園は上乘せ徴収できる。
徴収の方法	園が直接徴収	同左
補助金制度	・就園奨励費補助※1 ・保護者負担軽減事業費補助金 ※2	・就園奨励費補助は保育料に含まれる。 ・保護者負担軽減事業費補助金

## ※1 就園奨励費補助

私立幼稚園に就園している幼児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、国の補助を受けて入園料・保育料の補助を行う。

## 補助金額(年額)

世帯の市民税所得割課税額と子どもの人数等に応じて補助を行う。

第1子	0円～308,000円
第2子	154,000円～308,000円
第3子以降	308,000円

## ※2 保護者負担軽減事業費補助

私立幼稚園に就園している幼児の保護者を対象に、その経済的負担を軽減するため、都と市が保育料の補助を行う。

## 補助金額(年額)

世帯の市民税所得割課税額と子どもの人数等に応じて補助を行う。

都補助：第1子	28,800円～74,400円
第2子以降	60,000円～74,400円
市補助：	62,400円

## 2 基本的な考え方

現状の保育料が、国基準を上回っていること及び、私学助成又は新制度給付を受け保護者間の負担の公平性の観点から、原則として現行の保育料を据え置くものとする。

## 3 課題

一部の低所得者階層で、1号認定と2号認定(保育所)の保育料の逆転現象が生じている。

#### 4 私立幼稚園 公費と保護者の負担割合(平成25年度概算)

		幼稚園補助金(市) 5,190千円			
<b>【事業費】</b>		入園料・保育料等 1,122,452千円			
私学助成 (国・都) 465,326千円	44,416千円 (国)	就園奨励費	園児保護者負担補助	入園料・保育料 (実質負担分) 649,818千円	
		(市) 137,249千円	(都) 105,363千円 (市) 185,606千円		

#### 【事業費の負担割合】

国・都 615,105千円 (38.6%) (1人 月16,873円)	西東京市 328,045千円 (20.6%) (1人 月8,998円)	利用者 649,818千円 (40.8%) (1人 月17,825円)
--	--	--

- ※ 私学助成は、市内私立幼稚園の合計(市外から通う園児を含む)
- ※ 就園奨励費・保護者負担軽減事業費補助対象は、市内外の私立幼稚園に通う市内在住の園児保護者
- ※ 入園料・保育料は補助金交付人数から市内各幼稚園の保育料・入園料を基に算出(市外の幼稚園分については、市内幼稚園の平均で算出)
- ※ 教育時間に係る費用の概要

園児数

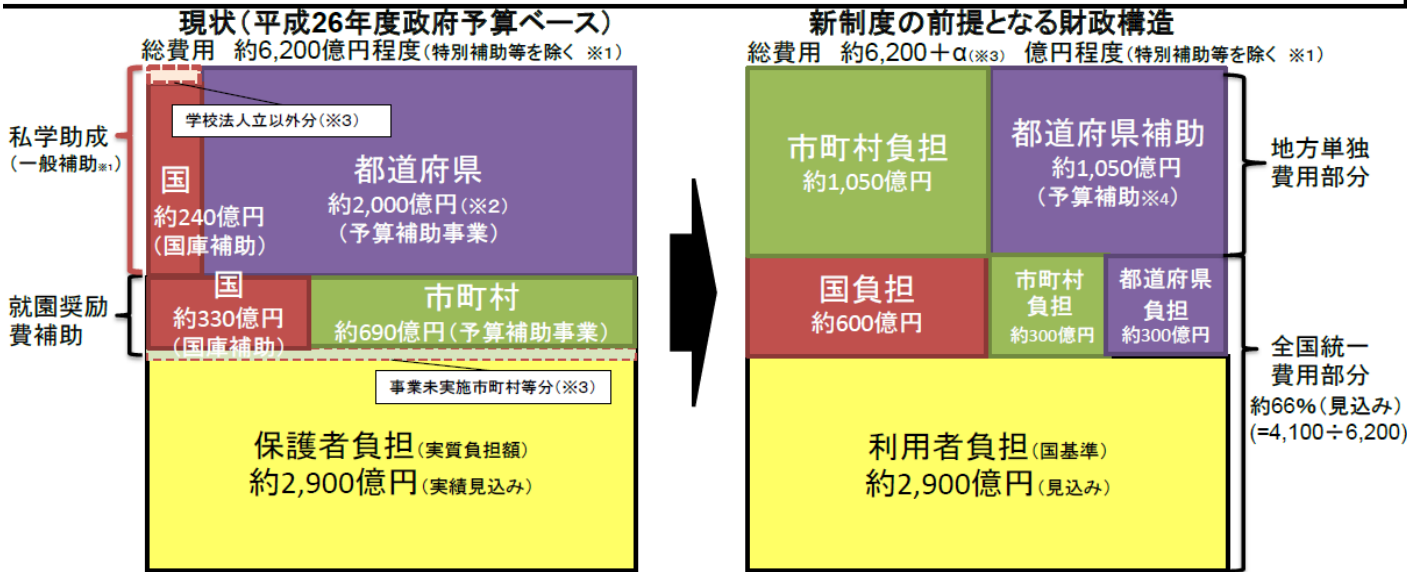
	H25.5.1現在園児数(人)
市内の幼稚園に通う市内在住の児童数	2,514
市外の幼稚園に通う市内在住の児童数	524
市内在住の児童数 計	3,038
市内の幼稚園に通う市外在住の児童数	619
市内の幼稚園に通う児童数 計	3,133

通園施設数

	施設数(H25.5.1現在)
市内	13
市外	42

#### 私立幼稚園の財政構造の変化(1)(質改善前ベースの基本的考え方)

- 新制度における質改善前の教育標準時間認定子どもに対する公費助成の財政構造は、現行の私立幼稚園に係る水準(総費用額、公費・私費の割合、国費・地方費の割合)と同じ水準を前提として公定価格、利用者負担、国費負担割合等を設定。  
すなわち、全ての私立幼稚園が新制度に移行した場合を想定した財政構造とする予定であり、この場合、全国统一費用部分は概ね66%となる見込み。(なお、新制度では、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園が公費助成の対象となることや全ての市町村において国の補助基準に従った利用者負担設定を行うことに伴う公費負担増が必要となるが、これは、基本的に、量拡充で対応する予定。)
- また、新制度に移行しない私立幼稚園については、現行どおりである。毎年度の予算において、新制度への移行見込み等を踏まえ、新制度の予算(内閣府)と私学助成等の予算(文部科学省)とを切り分けて積算することとなる。



※1 私学助成のうち、一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。  
 ※2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。  
 ※3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、基本的に、量拡充により確保予定。  
 ※4 新制度の図のうち、「国負担・都道府県負担・市町村負担」の部分は法律上の負担が規定されている。単独費用部分の都道府県補助は、各都道府県において補助事業の創設が必要。